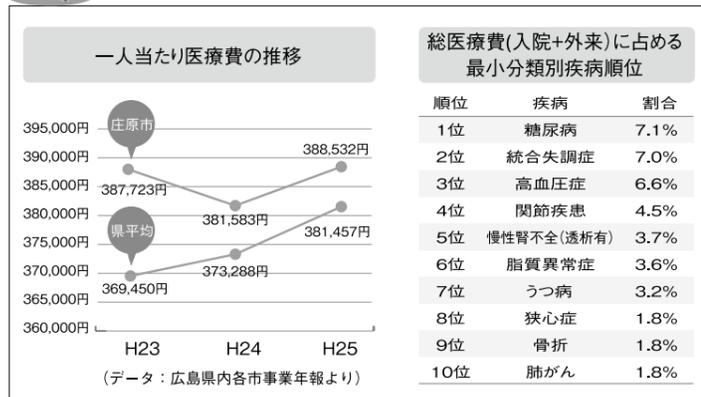


シリーズ国保 ～庄原市国保の将来のために～

第7回 データヘルス計画

保健医療課国保年金係 ☎0824-73-1158

4 このグラフを見ると分かるけど、国保加入者の1人当たりの医療費は常に県の平均を上回っているんだ。



5 疾病別に見てみると、1位が糖尿病、2位が統合失調症、3位が高血圧と、生活習慣病が上位の多くを占めているよ。

6 うーん、生活習慣病って、本当に多いんだね。

8 そこで！ 庄原市国保は、このようなデータ分析をもとに、健康課題に沿った具体的な保健事業をまとめ、「データヘルス計画」として策定しました！

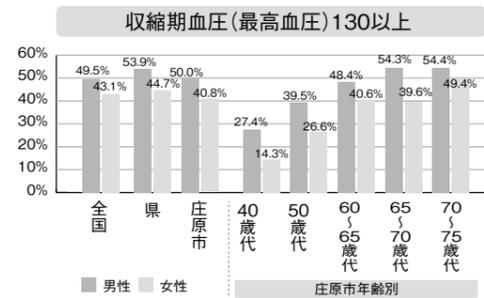
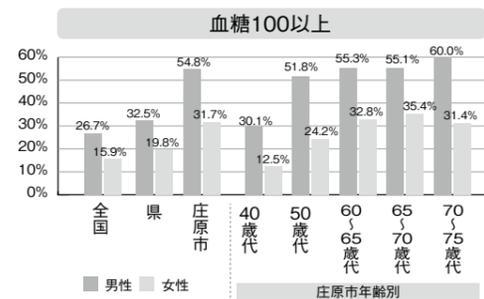
庄原市国民健康保険 データヘルス計画の主な事業

- 1) 糖尿病や高血圧症などの生活習慣病発症予防のために、市民へ意識向上のための啓発活動を行います。(特定健診、庄原塩少塩プロジェクト、庄原腹ハッチプロジェクトなど)
- 2) 特定検診の検査結果で軽い異常値の段階の人に沿った保健指導を行い、発症・重症化予防を図ります。(特定保健指導、高血圧や糖尿病リスクを持つ人への教室の開催など)
- 3) 治療が必要な人に対して、状況に応じた保健事業を行います。(治療が必要な人へ医療機関の受診を勧奨するなど)
- 4) 糖尿病治療中の人へ、食事や運動といった日頃の生活習慣などの改善向上を図ります。(糖尿病性腎症重症化予防プログラム)

1 ハッチー、データヘルス計画って知ってる？

2 へ？ そんなカタカナの計画、あったっけ??

3 これは、医療や健診のデータを分析して、地域の健康状態に沿った効果的な保健事業を計画するものなんだよ。



7 そうなんだ。血糖値は県の平均よりも高くなっていて、血圧も加齢するほど高くなっていることが分かり、生活習慣病のリスクを持つ人の割合が高いことも分かったんだ。

9 これから、皆さんの健康づくりのため、さまざまな事業に取り組みます！

10 次回は、健康に取り組むヒントを紹介します！

国民健康保険証の郵送方法が「普通郵便」に変わります

これまで保険証の郵送は、受け取りの確認が必要な「簡易書留郵便」としていましたが、不在時に受け取れず、受け取らないまま郵便局の保管期限が過ぎると市役所での受け取りが必要でしたので、5月からは不在の場合でもお届けできる「普通郵便」に変更します。

まずは、知ることから――
庄原市に暮らす障害者の数は、約3200人。市民の約12人に1人に、何らかの障害があります。障害の状況によって、それぞれ困っていることは違いますが、周囲の少しの手助けがあれば、住み慣れた地域で共に暮らすことができます。
障害があっても、安心して暮らせる地域であるために、今月から、さまざまな障害について紹介します。

今月は「視覚障害」

視覚障害とは
視覚障害は、目が全く見えない場合と見えづらい場合があります。
見えづらい場合には、強度の弱視(極度に近づかなければ見えない)、視野狭窄(見える範囲が狭い)、特定の色がわかりにくい、光がまぶしい、暗いところで見えにくいなどの症状があります。

白杖の使用義務
白杖は、視覚障害者が人や障害物にぶつかることを防ぎ、安全に歩くために使います。視覚障害者には白杖の使用が義務付けられています。
盲導犬は、「身体障害者福祉法」で、

公共の施設や交通機関、お店やホテルなどへの同伴が認められています。
ハーネスと呼ばれる胴輪をつけているときは仕事中です。仕事中の盲導犬に、話しかけたり、勝手にさわったりして、気を引く行為をしないでください。
こんな配慮をお願いします
援助を必要としないこともあります。が、多くの場合、皆さんの「一声」を必要としています。
○点字ブロックの上には物や自転車などを置かない。↓歩行を妨げ、転倒やけがにつながり、危険です。
○白杖使用者や盲導犬を連れた方が、困っているときは声をかけます。↓できるだけ前方から話しかけましょう。名乗って声をかけてもらえると、安心できます。
○段差や傾斜などがあるときは、事前に声をかける。↓状況をわかりやすく、具体的に説明してください。危険な場合は、安全な場所まで誘導を。
○誘導する場合は、白杖を持つ手の反対側に立つ。↓白杖を持つたり、引っ張ったりせず、誘導する人の肘の少し上か肩を持つてもらいます。また、相手の歩く速度に合わせましょう。



～耕地・山地の重複地番の解消へ～

山地番の地番変更を行います

広島法務局不動産登記部門 ☎082-228-5741

広島県では明治以来、宅地などの耕地に1番から順に地番(耕地番)が付付けられています。しかし、山林などの山間地にも同じように1番から順に地番(山地番)が付付けられたため、同じ大字(地番区域)内の耕地と山地の間に同じ番地がある「重複地番」が多く存在しています。
このため、法務局が提供している登記情報提供制度(インターネットで不動産登記情報などが確認できる制度)や各種申請・届け出のオンライン申請などのサービスを利用するとき、重複地番の存在を知らないことによる誤入力や、物件入力ができないなどのトラブルが発生しています。
広島法務局では、こうしたトラブルの解消を行い、不動産に関する権利を

保全し、安全・円滑に取引ができるようにするため、山地番の地番変更を行います。

●**本年度地番変更を行う区域**
東城地域(19地番区域)
東城町東城、川西、川東、福代、戸宇、竹森、粟田、小串、千鳥、内堀、塩原、加谷、小奴可、保田、川島、森、田黒、菅、受原

地番変更の方法

原則として山地番にそれぞれ「5000」を加える方法によって行います。

例
変更前 115番
変更後 5115番

地番の変更時期

6月中旬から順次地番区域ごとに変更する予定です。

所有者には変更通知書を送付します

地番を変更後、法務局から登記簿に記載されている所有者あてに地番変更通知書を送付します。